令和６年度大阪大学歯学部附属病院
歯科医師臨床研修プログラムＢ

Ａ．研修プログラムの名称：大阪大学歯学部附属病院歯科医師臨床研修
プログラムＢ

Ｂ．研修管理委員会の名称：大阪大学歯学部附属病院臨床研修管理委員会

Ｃ．研修歯科医定員：48 名

Ｄ．研修期間
令和６年４月１日から令和７年３月 31 日までの１年間

E. 特色
本プログラムでは，十分な科学的根拠に基づく歯科医療を実践し,全人的な幅広い診療能力を身に着け,様々な問題を自ら考え解決する能力,コ･デンタルスタッフならびにチーム医療における緊密な連携能力,安全な歯科医療に必要な医療安全・感染予防に関する基本的技能の修得を目指す．さらに，必修化された１年間の臨床研修の修了のみでなく，その後も研修を継続することによって専門医資格や学位を取得し,指導的な役割を果たすことのできる歯科医師の養成を目的としている．

この目的を達成するため，プログラム Ｂ では１年間の臨床研修修了後に所属を希望する診療科・部を出願時に決定し，研修歯科医の能力に応じ,一般歯科に加え専門領域の研修も合わせて実施する．

F. 参加施設の概要
１）管理型臨床研修施設：大阪大学歯学部附属病院

所在地	大阪府吹田市山田丘１－８
臨床研修施設長	山城　隆
プログラム責任者	長島　正
副プログラム責任者	田中 晋・西村 正宏・松永 和秀・野崎 剛徳・和田 誠大 山下 元三・高橋 雄介
事務部門の責任者	林　政伸

２）協力型（Ⅱ）臨床研修施設：３施設

施設名	研修実施責任者	所在地
１．大阪大学医学部附属病院　歯科治療室	須河内　昭成	大阪府吹田市
２．ＪＡみなみ信州歯科診療所	石田　健	長野県飯田市
３．ＪＡみなみ信州阿南歯科診療所	草田　佳奈	長野県下伊那郡阿南町

G. 研修目標
一般目標（ＧＩＯ）
歯科医師としての人格をかん養し,将来専門とする分野にかかわらず,歯科医学及び歯科医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ,一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるようになるために,患者中心の全人的医療を理解するとともにすべての歯科医師に求められる基本的な診療能力（態度,技能及び知識,判断力等）を修得する．

行動目標（ＳＢＯｓ）

（1）　歯科医師として好ましい態度・習慣を身につける.
（2）　医の倫理を体得し，患者及び家族とのよりよい人間関係を確立する.
（3）　全人的な視点から得られた様々な医療情報に基づいた総合治療計画を立案する.
（4）　歯科疾患と障害の予防及び治療における基本的技能を身につける.
（5）　一般的によく遭遇する応急処置と，頻度の高い歯科治療処置を確実に実施する.
（6）　歯科診療時の全身的偶発事故に適切に対応する.
（7）　自ら行った処置の経過を観察，評価し，診断と治療に常にフィードバックする.
（8）　すべての医療従事者の役割を説明する.
（9）　患者及び医療従事者とのコミュニケーション能力を身につける.
（10）専門的知識や高度先進的歯科医療に興味を示し，生涯研修への動機付けを高める.
（11）歯科医師の社会的役割を説明する.
（12）歯科医師の社会的役割を実践する.

H. 臨床研修カリキュラム

a.　研修カリキュラムの種類および研修施設

臨床研修プログラム

本学附属病院の一般歯科総合診療センター各診療科・診療部と協力型（Ⅱ）臨床研修施設にて行う.

b.　研修期間

４月１日から翌３月３１日までの 12 ヵ月間

管理型臨床研修施設での研修期間：４月１日から翌３月３１日

協力型（Ⅱ）臨床研修施設での研修期間：５月１日から３月３１日の期間中５日間

c.　研修方法

(1) 臨床研修初期コース

患者中心の全人的医療及び最も基本的な診療能力（態度，技能及び知識，判断力等）を理解し，臨床研修プログラムが円滑に遂行できることを目的として，４月に実施する.

具体的には，以下の各項目について研修を行う.

①　オリエンテーション（研修管理委員会主催），職員証用写真撮影，配属プログラム発表，各プログラム日程表の提示と説明，事務連絡
②　近畿厚生局の出張講習会（保険医登録用）
③　講習会等出席：医療安全管理，感染防止，医療事故防止等
④　歯科健診（３日）：大阪大学新入生に対する歯科健診の運営を体験する
⑤　電子カルテシステム操作習得のための研修（半日）
⑥　研修開始前の研修歯科医の技能，態度等の評価
⑦　基本的知識の修得（本院各専門外来の指導歯科医によるセミナー（各 90 分））
⑧　基本的技能の修得（模型実習，相互実習を含む）
⑨　研修管理委員会主催による病院長，研修プログラム責任者等の講話，その他臨床研修に関する確認及び連絡事項

(2) 全身管理・救急研修コース

口腔外科病棟及び歯科麻酔科における研修を一定のローテーションに従って，原則として８月～翌２月に行う.

①　口腔外科病棟研修

i.　１週間のローテーションを組み，主として病棟における研修を行う.
ii.　研修歯科医２名が１組となり，口腔外科２科がそれぞれ１名ずつ担当する.

iii. 主な研修項目は以下の通り.

口腔外科診断実習，病棟研修，手術，入院患者処置，病棟回診，看護師セミナー実習等

② 歯科麻酔科研修

i. 歯科麻酔科ローテーションプログラム

・ ２名ずつ２日間，外来と病棟にて研修を受ける.

・ 研修内容は，①バイタルサイン，②服用薬剤の歯科診療に関する副作用，③全身疾患の歯科診療上のリスク，④歯科診療時の全身的合併症への対処法，を中心として行う.

ii. 歯科麻酔科救急蘇生プログラム

・ 指定の金曜日に歯科麻酔科外来にて行う.

・ 研修内容は，一次救命措置(BLS)とする.

③ 救急当直体験研修

口腔外科病棟研修最終日に，研修歯科医の希望により下記コースより選択して実施する.

i. 深夜勤コース

ii. 準夜勤コース

(3) 一般歯科研修

1) 指導歯科医

予防歯科，口腔治療・歯周科，保存科，小児歯科，口腔補綴科，咀嚼補綴科，矯正科，口腔外科１（制御系），口腔外科２（修復系），放射線科，歯科麻酔科，顎口腔機能治療部，障害者歯科治療部，口腔総合診療部の各科(部)の指導歯科医および学外の臨床医（臨床教授，臨床准教授）が担当する.

2) 管理担当科（部）の業務

・ 当該科(部)の研修歯科医に対する患者の割り当て，調整

・ 当該科(部)の研修歯科医に対する指導，評価

・ 個々の研修歯科医の研修進捗状況の把握

3) 研修方法

・ 各管理担当科(部)で患者の割り当てを受ける.

・ 指導歯科医の判断により，割り当て患者以外の症例において，治療の一部を担当した場合でも当該項目について研修実績として認める.

・ 各管理担当科(部)の指導歯科医の指導のもとで，治療計画を立案する.

・ 治療計画に沿って，研修歯科医は必要に応じて患者とともに各診療科(部)間を移動し，当該診療科(部)の指導歯科医等のもとで研修を行う．この場合，当該科(部)以外の診療科(部)における研修も診療科(部)の指導歯科医了解の上で実施できる.

4) 指導体制

・ 管理担当科(部)において，所属する研修歯科医毎に１名の指導歯科医を割り当て，その指導歯科医が当該研修歯科医の患者割り当て，治療計画の立案に関する指導を担当する.

・ 研修歯科医は，できるだけその日の内に研修内容をオンライン歯科臨床研修評価システム）に入力する.

5) 研修項目

厚生労働省の示した歯科医師臨床研修の到達目標（【A 歯科医師としての基本的価値】,【B 資質・能力】）の修得に努める.到達目標のうち【C 基本的診療業務】に対する具体的な研修内容,要求症例数,修了判定の評価基準等については添付資料に示す.

(4) 医療連携に関する研修

患者中心の全人的医療を理解し，包括的な歯科治療能力を修得するとともに，全身疾患を有する患者に対する基本的な診療能力（知識・態度・技能）の修得を目的として，協力型（Ⅱ）臨床研

修施設（大阪大学医学部附属病院の歯科治療室）で 5 日間の研修を行う.
研修内容は,周術期管理の患者に加え,自己免疫疾患患者のステロイド加療,ビスフォスフォネート製剤使用にかかる口腔内スクリーニング,希少疾患の口腔管理に加え,医学部附属病院の各科からの依頼に応じて実施する口腔領域に生じた疾患の精査,全身疾患の治療のための口腔内の診断・加療等とする.さらに,必要に応じて病室における往診を実施する.

(5) 地域医療に関する研修（選択プログラム）
地域包括ケアシステムの中で多職種との連携を図り,要介護高齢者に対する基本的な診療能力（知識・態度・技能）を修得することを目的として，ＪＡみなみ信州歯科診療所，ＪＡみなみ信州阿南歯科診療所で 5 日間の研修を行う.
※ 本研修は，施設の都合により参加を希望する研修歯科医の中から若干名を選抜して行う.

(6) 専門分野に関する研修（選択プログラム）
予防歯科，口腔外科１（制御系），口腔外科２（修復系），矯正科，放射線科，小児歯科，歯科麻酔科，顎口腔機能治療部，障害者歯科治療部，検査部等を対象とし，１週間のうち指定された日は研修歯科医の出願時の希望に応じた研修を実施する.

(7) 症例発表会
研修期間の最後の 7 日間（3 月 25 日～31 日）は，１年間の全臨床研修の総括期間とする.
この期間には，１年間の研修成果の発表を目的としたケースプレゼンテーションも併せて実施する.

(8) 研修歯科医の配置等
① 研修プログラムにおける各研修歯科医の配置等の細部については，マッチング成立後，研修管理委員会にて協議の上調整する．さらに，国家試験合格発表後において，微調整することがある.
② 研修歯科医は，原則として特定の診療科・診療部に所属しないものとし，その管理責任は，研修管理委員会が負うものとする.

d. 研修の評価及び修了判定

(1) 研修の修了判定は，以下の 3 項目の評価結果を中心として，研修管理委員会にて総合的に判断して行う.
① 研修目標への到達度の評価
・ 研修歯科医は，あらかじめ設定された研修目標と評価チェックリストに基づき，毎日，研修内容をオンライン歯科臨床研修評価システムに入力し，自己評価を行う.
・ 指導歯科医は，同評価システムを介して研修歯科医の評価を行うと同時に，全研修歯科医の研修進捗状況を把握し，割り当て患者の調整を行う.
・ 各研修歯科医に対して，評価ブロックごとに総合評価を行う責任指導歯科医を配置し，厚生労働省が示した到達目標に対する評価を行う.
・ 研修歯科医の技能及び態度を評価する目的で，観察記録あるいは実技試験を実施する.
・ 研修に関連するセミナー，医療安全講習会等への参加も評価資料とする.
・ 研修目標毎の評価基準は添付資料に示す.
② 研修期間の評価
1 年間の研修期間中の休止日数（有給休暇，病欠を含む）が 45 日を越えないこと.
③ 適性の評価
ルールを遵守できない者，安心安全な医療を提供出来ないと判断された者に対しては歯科医師としての適性があると判断出来ない.

(2) 本プログラムの到達目標を達成したと評価された研修歯科医には，病院長から研修修了証を交付する.

e. 臨床研修の中断

予め定められた研修期間の途中で臨床研修を中止した場合を言い，原則として別の臨床研修施設の研修プログラムを改めて受けることが前提となる．中断の理由としては以下の場合がある．

(1) 病院側の中断理由

・ 研修管理委員会が当該研修歯科医の研修継続が困難であると評価・勧告した場合

(2) 研修歯科医側の中断理由

・ 研修歯科医から管理委員会に申し出があった場合
・ 研修歯科医が研修歯科医としての適性を欠き，改善が不可能な場合
・ 妊娠・出産・育児・疾病などで長期休止し，修了に必要な期間を満たせない場合でかつ，再開時に同じ研修プログラムに復帰の見込みのない場合
・ その他正当な理由がある場合

f. 臨床研修の未終了

研修歯科医の研修期間修了に際する評価において修了基準を満たさない場合をいい，引き続き同一のプログラムにて研修を行うことが前提となる．

I. 研修歯科医の処遇

(1) 身　　分：＜職員区分＞ 非常勤職員（定時教育研究等職員）
　　＜職　　名＞ 医員（研修歯科医）
(2) 給　　与：時給 1,311 円（令和６年度）
　　賞与なし，時間外手当あり，休日手当あり,通勤手当あり
(3) 勤務時間：午前８時３０分から午後５時１５分まで　時間外勤務あり
(4) 休　　暇：有給休暇１０日（4 月の研修開始時から付与），夏季・年末年始・特別休暇あり（国立大学法人大阪大学非常勤職員(定時教育研究等職員)の労働時間，休日及び休暇等に関する規程による.）
(5) 当　　直：なし
(6) 宿　　舎：なし
(7) 病院内の室の有無：有り（２室）
(8) 社会保険：健康保険，厚生年金，雇用保険
　　労働者災害補償保険法の適用あり
(9) 健康診断：年１回あり
(10) 歯科医師賠償責任保険：病院が加入,個人加入は任意
(11) 外部の研究活動：学会等への参加について参加費用の支給あり
(12) その他　：国立大学法人大阪大学非常勤職員（定時教育研究等職員）就業規則（附属の諸規程を含む）による

J. 研修歯科医の専念義務について

【歯科医師法第１６条の２】
　診療に従事しようとする歯科医師は，１年以上，歯学若しくは歯学を履修する課程を置く大学に附属する病院（歯科医業を行わないものを除く.）又は厚生労働大臣の指定する病院若しくは診療所において，臨床研修を受けなければならない.
【歯科医師法第１６条の３】
　臨床研修を受けている歯科医師は，臨床研修に専念し，その資質の向上に努めなければならない.

上記歯科医師法の規定により，研修歯科医は臨床研修に専念する義務が課されているので，研修期間

中のアルバイトは禁止されている．

※　研修期間中にアルバイトを行った場合は，上記専念義務に反する行為として，また，本院歯科医師臨床研修プログラム上の研修専念の違反として，研修プログラム上の教育的指導（研修期間の延長等）等厳正な措置をとる場合がある．また，アルバイトを依頼した側にも措置を行う場合がある．

K. 研修歯科医の選考方法

a. 研修歯科医の選考は，歯科医師臨床研修マッチングプログラムにて行う．

b. 採用を希望する者に対して，書類審査，筆記試験（歯科全般及び英文の出題を行うことがある），面接試験により採用希望順位を決定し，歯科マッチングシステムに対して順位登録を行う．

c. マッチングの組み合わせ決定により，研修希望者と本院の間で仮契約を行う．

d. 歯科医師国家試験の結果，仮契約者のうちの合格者との間で本契約を行う．

L. 研修指導体制

a. 研修管理委員会

本学附属病院長，プログラム責任者，副プログラム責任者，医員（研修歯科医）採用業務に関するワーキング座長，看護部長，事務部長，研修実施責任者，外部委員等で構成される．

b. 臨床研修検討部会

臨床研修を実施している各診療科・部の主任指導歯科医にて構成され，プログラムに関する連絡調整，研修歯科医の進捗の把握などを行う．

c. 指導歯科医の資格

本学附属病院における指導歯科医は，報告書の所要条件に則り５年以上の臨床経験を有し，一般歯科診療について的確な指導ならびに適正な評価ができ，臨床指導に関する優れた教育業績を備え，病院運営委員会が認定した者とする．さらに，指導歯科医講習会を受講していることを推奨する．

研修歯科医に対する指導は，指導歯科医が責任を持って行うが，症例によっては上級歯科医がその補助を行うことがある．すなわち，指導歯科医・上級歯科医・研修歯科医がクリニカルチームを形成して，臨床研修を効率よく実施する．

d. 指導歯科医の評価

研修歯科医からの指導歯科医に対する評価等に基づき，研修管理委員会で審議し，評価を行い，再教育を行う場合がある．

M. 研修プログラムの評価及び見直しについて

研修管理委員会は，プログラム内容等を評価し，プログラムの妥当性や改善すべき点等を検討し，修正・改善を行う．

（添付資料）臨床研修の到達目標及び目標達成に必要な症例数と研修内容，指導体制，修了判定の評価基準

A. 歯科医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）

到達目標	修了判定の評価基準
1．社会的使命と公衆衛生への寄与	
社会的使命を自覚し、説明責任を果たしつつ、社会の変遷に配慮した公正な医療の提供及び公衆衛生の向上に努める。	臨床研修の終了時点で期待されるレベルに到達していると判断出来る。
2．利他的な態度	
患者の苦痛や不安の軽減と福利の向上を最優先するとともに QOL に配慮し、患者の価値観や自己決定権を尊重する。	臨床研修の終了時点で期待されるレベルに到達していると判断出来る。
3．人間性の尊重	
患者や家族の多様な価値観、感情、知識に配慮し、尊敬の念と思いやりの心を持って接する。	臨床研修の終了時点で期待されるレベルに到達していると判断出来る。
4．自らを高める姿勢	
自らの言動及び医療の内容を省察し、常に資質・能力の向上に努める。	臨床研修の終了時点で期待されるレベルに到達していると判断出来る。

B. 資質・能力

到達目標	修了判定の評価基準
1．医学・医療における倫理性	
診療、研究、教育に関する倫理的な問題を認識し、適切に行動する。	①～⑤の各項目について、臨床研修の終了時点で期待されるレベルに到達していると判断出来る。
① 人間の尊厳を守り、生命の不可侵性を尊重する。	
② 患者のプライバシーに配慮し、守秘義務を果たす。	
③ 倫理的ジレンマを認識し、相互尊重に基づき対応する。	
④ 利益相反を認識し、管理方針に準拠して対応する。	
⑤ 診療、研究、教育の透明性を確保し、不正行為の防止に努める。	
2．歯科医療の質と安全の管理	
患者にとって良質かつ安全な医療を提供し、医療従事者の安全性にも配慮する。	①～⑤の各項目について、臨床研修の終了時点で期待されるレベルに到達していると判断出来る。
① 医療の質と患者安全の重要性を理解し、それらの評価・改善に努める。	
② 日常業務の一環として、報告・連絡・相談を実践する。	
③ 医療事故等の予防と事後の対応を行う。	
④ 歯科診療 の特性を踏まえた院内感染対策について理解し、実践する。	
⑤ 医療従事者の健康管理（予防接種や針刺し事故への対応を含む。）を理解し、自らの健康管理に努める。	
3．医学知識と問題対応能力	
最新の医学及び医療に関する知識を獲得し、自らが直面する診療上の問題について、科学的根拠に経験を加味して解決を図る。	①～④の各項目について、臨床研修の終了時点で期待されるレベルに到達していると判断出来る。
① 頻度の高い疾患について、適切な臨床推論のプロセスを経て、鑑別診断と初期対応を行う。	
② 患者情報を収集し、最新の医学的知見に基づいて、患者の意向や生活の質に配慮した臨床決断を行う。	
③ 保健・医療・福祉の各側面に配慮した診療計画を立案し、実行する。	
④ 高度な専門医療を要する場合には適切に連携する。	
4．診療技能と患者ケア	
臨床技能を磨き、患者の苦痛や不安、考え・移行に配慮した診療を行う。	①～④の各項目について、臨床研修の終了時点で期待されるレベルに到達していると判断出来る。
① 患者の健康状態に関する情報を、心理・社会的側面を含めて、効果的かつ安全に収集する。	
② 診察・検査の結果を踏まえ、一口腔単位の診療計画を作成する。	
③ 患者の状態やライフステージに合わせた、最適な治療を安全に実施する。	
④ 診療内容とその根拠に関する医療記録や文書を、適切かつ遅滞なく作成する。	
5．コミュニケーション能力	
患者の心理・社会的背景を踏まえて、患者や家族と良好な関係性を築く。	①～③の各項目について、臨床研修の終了時点で期待されるレベルに到達していると判断出来る。
① 適切な言葉遣い、礼儀正しい態度、身だしなみで患者や家族に接する。	
② 患者や家族にとって必要な情報を整理し、分かりやすい言葉で説明して、患者の主体的な意思決定を支援する。	

③　患者や家族のニーズを身体・心理・社会的側面から把握する。	
6．チーム医療の実践	
医療従事者をはじめ、患者や家族に関わる全ての人々の役割を理解し、連携を図る。	①～③の各項目について、臨床研修の終了時点で期待されるレベルに到達していると判断出来る。
①　歯科医療の提供にあたり、歯科衛生士、歯科技工士の役割を理解し、連携を図る。	
②　多職種が連携し、チーム医療を提供するにあたり、医療を提供する組織やチームの目的、チームの各構成員の役割を理解する。	
③　医療チームにおいて各構成員と情報を共有し、連携を図る。	
7．社会における歯科医療の実践	
医療の持つ社会的側面の重要性を踏まえ、各種医療制度・システムを理解し、地域社会に貢献する。	①～⑤の各項目について、臨床研修の終了時点で期待されるレベルに到達していると判断出来る。
①　健康保険を含む保健医療に関する法規・制度の 目的と仕組みを理解する。	
②　地域の健康問題やニーズ把握など、公衆衛生活動を理解する。	
③　予防医療・保健・健康増進に努める。	
④　地域包括ケアシステムを理解し、その推進に貢献する。	
⑤　災害や感染症パンデミックなどの非日常的な医療需要について理解する。	
8．科学的探求	
医学及び医療における科学的アプローチを理解し、学術活動を通じて、医学及び医療の発展に寄与する。	①～③の各項目について、臨床研修の終了時点で期待されるレベルに到達していると判断出来る。
①　医療上の疑問点に対応する能力を身に付ける。	
②　科学的研究方法を理解し、活用する。	
③　臨床研究や治験の意義を理解する。	
9．生涯にわたって共に学ぶ姿勢	
医療の質の向上のために省察し、他の歯科医師・医療者と共に研鑽しながら、後進の育成にも携わり、生涯にわたって自律的に学び続ける。	①～③の各項目について、臨床研修の終了時点で期待されるレベルに到達していると判断出来る。
①　急速に変化・発展する医学知識・技術の吸収に努める。	
②　同僚、後輩、歯科医師以外の医療職と互いに教え、学びあう。	
③　国内外の政策や医学及び医療の最新動向（薬剤耐性菌等を含む。）を把握する。	

C．基本的診療業務

1．基本的診療能力等

本項目は、「 B．資質・能力」 のうち、 「２．歯科医療の質と安全の管理」「３． 医学知識と問題対応能力 」 「 ４ ．診療技能と患者ケア」「 ５ コミュニケーション能力 」 に相当する具体的な到達目標を示す。

到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例数の数え方	修了判定の評価基準
(1)　基本的診察・検査・診断・診療計画					
①　患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、適切に医療面接を実施する。	初診時、再診時の医療面接など	5 症例	原則として、研修歯科医に患者を配当し、指導歯科医等の指導のもとで医療面接、検査、診断、治療計画の立案等を行う。	①～⑥の各項目について、それぞれ実践した場合を１症例とする。	目標達成の基準として、①～⑥の各項目について 5 症例以上経験していることが必要である。
②　全身状態を考慮した上で、顎顔面及び口腔内の基本的な診察を実施し、診察所見を解釈する。	口腔内診察、頭頸部診察、各種臨床検査必要性の判断など	5 症例			
③　診察所見に応じた適切な検査を選択、実施し、検査結果を解釈する。	エックス線検査、咬合検査、咀嚼能力検査、歯周組織検査、歯髄電気診など	5 症例			
④　病歴聴取、診察所見及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う。	指導歯科医への報告、カンファレンスへの参加など	5 症例			
⑤　診断結果に基づき、患者の状況・状態を総合的に考慮した上で、考え得る様々な一口腔単位の診療計画を検討し、立案する。	カンファレンスへの参加、治療計画書の作成など	5 症例			
⑥　必要な情報を整理した上で、わかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者及び家族の意思決定を確認する。	患者への病状説明、インフォームド・コンセント、同意書の取得など	5 症例			
(2)　基本的臨床技能等					
①　歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する。	口腔衛生指導、PMTC、フッ化物塗布など	5 症例	原則として、研修歯科医に患者を配当し、指導歯科医等の指導のもと治療を行う。	①、②a～f、③～⑥の各項目を実践した場合を１症例とす	目標達成の基準として、①～⑥の各項目の必要症例数を達成し、合計で

② 一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的な治療及び管理を実践する。				る。	50 症例以上経験していることが必要である。
a.歯の硬組織疾患	う蝕処置、コンポジットレジン充填、インレー修復など	3 症例			
b.歯髄疾患	覆髄、抜髄、感染根管処置など	3 症例			
c.歯周病	歯周基本治療など	3 症例			
d.口腔外科疾患	抜歯、消炎処置、切開、縫合など	3 症例			
e.歯質と歯の欠損	歯冠補綴、欠損補綴など	3 症例			
f.口腔機能の発達不全、口腔機能の低下	口腔機能管理、口腔機能訓練の指導など	1 症例			
③ 基本的な応急処置を実践する。	急性症状への対応、充填物脱離、義歯破損など	3 症例			
④ 歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する。	バイタルサインの測定など	3 症例			
⑤ 診療に関する記録や文書（診療録、処方せん、歯科技工指示書等）を作成する。	診療録の記載、処方箋作成、技工指示書、診療情報提供書の記載など	3 症例			
⑥ 医療事故の予防に関する基本的な対策について理解し、実践する。	インシデントレポートの記載など	3 症例			
(3) 患者管理					
① 歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤等について説明する。	セミナーへの参加および，文献参照を行う。	1 ケース	病院が主催する講演会あるいは研修プログラムの一環として実施されるセミナーに出席し、その内容を所定の形式でレポートにまとめる。あるいは、自ら文献参照を行い、その内容をレポートにまとめる。	レポートの提出をもって 1 ケースとする。	目標達成の基準として、1 ケース以上のレポート提出が必要である。
② 患者の医療情報等について、必要に応じて主治の医師等と診療情報を共有する。	配当を受けた患者に対する治療を実践する。	1 症例	原則として、研修歯科医に患者を配当し、指導歯科医等の指導のもと治療を行う。	②～⑤の各項目を実践した場合を 1 症例とする。	目標達成の基準として、②、③、④、⑤の各項目について必要症例数を達成し、合計 5 症例以上経験していることが必要である。
③ 全身状態に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行う。		1 症例			
④ 歯科診療時の主な併発症や偶発症への基本的な対応法を実践する。	BLS 実習に参加する	1 ケース			
⑤ 入院患者に対し、患者の状態に応じた基本的な術前・術後管理及び療養上の管理を実践する。	配当を受けた患者に対する治療を実践する。	1 症例			
(4) 患者の状態に応じた歯科医療の提供					
① 妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じた歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、実践する。	配当を受けた患者に対する治療を実践する。	1 症例	原則として、研修歯科医に患者を配当し、指導歯科医等の指導のもと治療を行う。	①～③の各項目を実践した場合を 1 症例とする。	目標達成の基準として、①、②、③の各項目について必要症例数を達成し、合計 4 症例以上経験していることが必要である。
② 各ライフステージ及び全身状態に応じた歯科医療を実践する。		1 症例			
③ 障害を有する患者への対応を実践する。		1 症例			

2．歯科医療に関連する連携と制度の理解等

本項目は、関連する「 B．資質・能力」「６．チーム医療の実践」「７．社会における歯科医療の実践」 に相当する具体的な到達目標を示す。

到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例数の数え方	修了判定の評価基準
(1) 歯科専門職 間の連携					
① 歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理等の際に連携を図る。	配当を受けた患者に対する治療を実践する中で各項目の修得に努める。	1 症例	原則として、研修歯科医に患者を配当し、指導歯科医等の指導のもと連携を図る。	①、②の各項目を実践した場合を 1 症例とする。	目標達成の基準として、①、②の各項目について必要症例数を達成し、合計 5 症例以上経験していることが必要である。
② 歯科技工士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成するとともに、必要に応じて連携を図る。		1 症例			

③　多職種によるチーム医療について、その目的、各職種の役割を理解した上で、歯科専門職の役割を理解し、説明する。	セミナーへの参加および，文献参照を行う。	1 ケース	病院が主催する講演会あるいは研修プログラムの一環として実施されるセミナーに出席し、その内容を所定の形式でレポートにまとめる。あるいは、自ら文献参照を行い、その内容をレポートにまとめる。	レポートの提出をもって 1 ケースとする。	目標達成の基準として、1 ケース以上のレポート提出が必要である。
(2)　多職種連携、地域医療					
①　地域包括ケアシステムについて理解し、説明する。	セミナーへの参加および，文献参照を行う。	1 ケース	病院が主催する講演会あるいは研修プログラムの一環として実施されるセミナーに出席し、その内容を所定の形式でレポートにまとめる。あるいは、自ら文献参照を行い、その内容をレポートにまとめる。	レポートの提出をもって 1 ケースとする。	目標達成の基準として、①、②の各項目に対して 1 ケース以上のレポート提出が必要である。
②　地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を説明する。		1 ケース			
③　在宅療養患者や介護施設等の入所者に対する介護関係職種が関わる多職種チームについて、チームの目的を理解し、参加する。	協力型（Ⅱ）臨床研修施設において、研修プログラム H-c-(4)に記載した研修に参加する。	1 症例	協力型（Ⅱ）臨床研修施設が実施する在宅診療等に参加し、指導歯科医の指示のもと診療に参加する。	③～⑥の各項目を実践した場合を 1 症例とする。	目標達成の基準として、合計 4 症例以上経験していることが必要である。
④　がん患者等の周術期等口腔機能管理において、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、多職種によるチーム医療に参加し、基本的な口腔機能管理を経験する。		1 症例			
⑤　歯科専門職が関与する多職種チーム（例えば栄養サポートチーム、摂食嚥下リハビリテーションチーム、口腔ケアチーム等）について、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、チーム医療に参加し、関係者と連携する。		1 症例			
⑥　入院患者の入退院時における多職種支援について理解し、参加する。	配当を受けた患者に対する治療に参加する。	1 症例	原則として、研修歯科医に患者を配当し、指導歯科医等の指導のもと治療に参加する。	治療を経験した場合、1 症例とする	
(3)　地域保健					
①　地域の保健・福祉の関係機関、関係職種を理解し、説明する。	セミナーへの参加および，文献参照を行う。	1 ケース	病院が主催する講演会あるいは研修プログラムの一環として実施されるセミナーに出席し、その内容を所定の形式でレポートにまとめる。あるいは、自ら文献参照を行い、その内容をレポートにまとめる。	レポートの提出をもって 1 ケースとする。	目標達成の基準として、①、②の各項目に対して 1 ケース以上のレポート提出が必要である。
②　保健所等における地域歯科保健活動を理解し、説明する。		1 ケース			
③　歯科健診を経験し、地域住民に対する健康教育を経験する。	歯科健診への参加	1 ケース	管理型研修施設が実施する歯科健診に参加する。	歯科健診への参加をもって 1 ケースとする	目標達成の基準として、1 ケース以上経験していることが必要である。
(4)　歯科医歯療提供に関連する制度の理解					
①　医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みを理解し、説明する。	セミナーへの参加および，文献参照を行う。	1 ケース	病院が主催する講演会あるいは研修プログラムの一環として実施されるセミナーに出席し、その内容を所定の形式でレポートにまとめる。あるいは、自ら文献参照を行い、その内容をレポートにまとめる。	レポートの提出をもって 1 ケースとする。	目標達成の基準として、1 ケース以上のレポート提出が必要である。
②　医療保険制度を理解し、適切な保険診療を実践する。	保険診療に関する講習会を受講した上で、配当を受けた患者に対する治療を実践する中で適切な保険診療を実施する。	5 症例	研修開始時に保険診療に関する講習会を実施する。その後、研修歯科医に患者を配当し、指導歯科医等の指導のもと治療を実践する。	治療を経験した場合、1 症例とする	目標達成の基準として、5 症例以上経験していることが必要である。
③　介護保険制度の目的と仕組みを理解し、説明する。	セミナーへの参加および，文献参照を行う。	1 ケース	病院が主催する講演会あるいは研修プログラムの一環として実施されるセミナーに出席し、その内容を所定の形式でレポートにまとめる。あるいは、自ら文献参照を行い、その内容をレポートにまとめる。	レポートの提出をもって 1 ケースとする。	目標達成の基準として、1 ケース以上のレポート提出が必要である。